

令和6年3月23日

在校生及び保護者の皆さま

日本大学習志野高等学校  
学校長 倉又勇一

## 新型コロナウイルス感染症に関する学校通知文書の解除及び感染症対策の継続について

春分の候、日ごろから本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「2類相当」から「5類」になり、季節性インフルエンザと同じ分類になりました。それから約1年が経過し、コロナ以前の生活様式に徐々に戻っています。

そこで、本校では「新型コロナウイルス感染症への学校の対応（第30報）」「部活動参加にあたってのガイドライン（21訂版）」を公表（ホームページ及び書面配布）し対策を講じて参りましたが、令和6年3月31日をもって、解除いたします。

令和6年4月1日からは、以下の通り一般的な感染症対策を継続しながら、教育活動を行って参ります。何卒よろしくお願い申し上げます。

- マスクの着用は個人の判断に委ねる。ただし、登下校時の混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関を受診する場合などは着用を推奨。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケット（マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の励行。
- 手洗いの励行及び校内に手指消毒液の設置、状況に応じた換気。

以上